

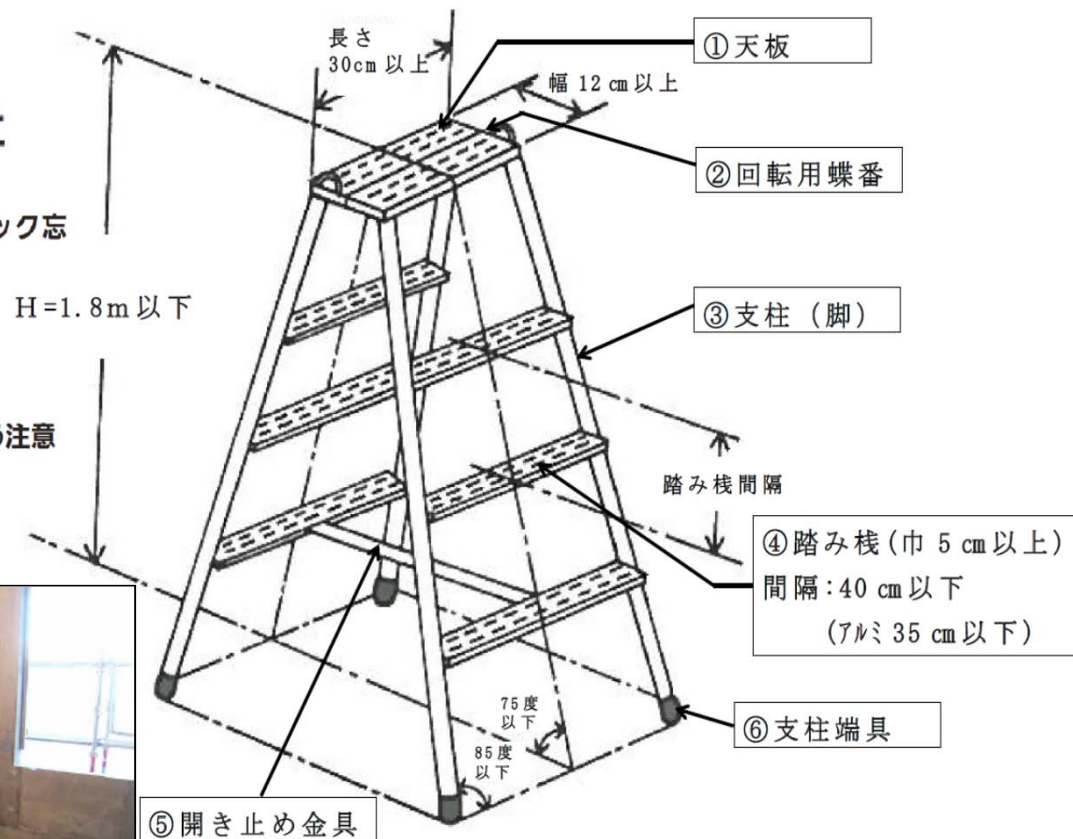
脚立の使用基準

【(社)仮設工業会認定基準による】

天板の上
のること禁止

開き止め金具のロック忘れに注意

可動部や回転部で
手をはさまないように注意



当社の災害事例
20-19-「墜落・転落」

《安衛則528条》

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1. 丈夫な構造とすること。
2. 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
3. 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものは脚と水平面との角度を確実に保つ金具等を備えること。
4. 踏み面は、作業を安全に行うために必要な面積を有すること。

使用前点検表

合否判定: 合○、否×

点検項目	点検内容	合否
【基本事項】	認定合格品の確認(認定シール)	
【①天板】	1. 曲がり・へこみ、いちじるしい腐食などはないか。 (天板:巾12cm以上、長さ30cm以上)	
【②回転用蝶番】	1. スムーズに開閉し、回転ヒンジに泥やゴミの噛み込み等はないか。 2. 回転ヒンジはゆるみ等でガタツキはないか。	
【③支柱(脚)】	1. 曲がり、ねじれ、へこみ等の異常はないか。	
【④踏み棧】 巾:5cm以上(滑り止め) 間隔:40(35)cm以下	1. 油、泥、ペンキ、雪など、滑りやすいものは付着してないか。 2. 曲がり・へこみ、破損等及びいちじるしい腐食はないか。 3. 滑り止めは磨耗してないか。	
【⑤開き止め金具】	1. 確実にロックできるか。(破損等はないか。)	
【⑥支柱端具】	1. 外れたり、すり減ったり、破損したりしてないか。	
その他	1. リベット・ねじ・ピンなどのゆるみや抜け落ちがないか。	

【使用条件】

- 1) 脚立の持込み及び使用に関する許可については作業所長の判断で行う
- 2) 高さ1.8mを超える脚立の持込み使用禁止
- 3) 踏み棧の巾が5cm未満の脚立の持込み使用禁止
- 4) 脚立の天板上の作業禁止(単独作業、足場板の架け渡し作業)
- 5) 積載荷重は100kg以下で使用
- 6) 取扱い責任者を選任し表示する

【使用上の注意事項】

1. 脚立は必ず水平でガタツキがない状態で使用する。また、軟弱な地盤では使用しない。 図-1
2. 開き止め金具が確実にロックされた状態で使用する。(柱や壁等に立て掛けて使用しない。) 図-2
3. 開口部廻りで垂直又は水平養生のない場所では使用しない。また、出入口の近く、床段差部分では使用しない。
※ 足場やローリングタワーの上、及び台や箱に乗せて使用しない。
4. 身体の正面を脚立に向け、慎重に昇降する。(飛び降り禁止) 図-3
荷物は手に持たず、滑りにくいはき物を使用する。
5. 脚立の天板(最上部)は使用禁止。(足場板の架け渡しも禁止)
6. 脚立に同時に2人以上は乗らない。(足場板をかけ渡した支点間の最大積載荷重は「100kg以下」。)
7. 脚立の支柱から身を乗出している作業は禁止。(片足を脚立、もう片足を脚立や足場等にかけての作業禁止。)
8. 脚立上で力を入れる作業・頭の真上の作業は禁止。
9. 足場板を架け渡して使用する場合(荷重により)及び足場板の受けのために架け場合は、足場板は2枚重ねで三点支持(支持間隔1.8m以下、重ね及び突き出し長さ20cm以上)でゴムバンド等で固定する。

図-1

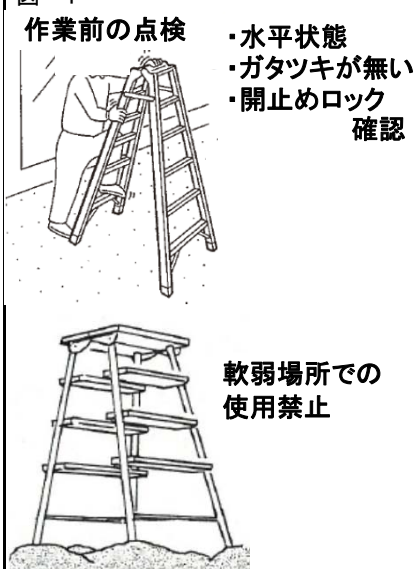


図-2



図-3

